

自転車通学は、危険を伴うことや登下校中の状況を把握していくことが難しいため原則は禁止しています。ただし、距離が長く、徒歩で通学することが困難な場合は一定の条件を守ることによって自転車通学を許可しています。許可の条件は以下の通りです。内容を確認して安全な登下校を心がけてください。

自転車通学許可条件

- 1 学校が指定する範囲から通学する生徒で通学にかかる距離や時間を踏まえ、安全で合理的であること。
- 2 安全運転を心がけ、交通法規を十分理解し、厳守すること。
- 3 学校・保護者・地域の方からの注意や指導を守ること。
- 4 日頃から安全整備をすること。
- 5 今年度のTSマークが貼付されていて、改造等をしていないこと。
- 6 学校では、指定された駐輪場に整列駐輪し、鍵をかけ管理すること。(キーホルダーにも記名)
- 7 道路交通法で13歳未満にはヘルメットの着用励行義務が定められています。必ず登下校中ヘルメットをしっかりと着用すること。
- 8 自転車損害賠償保険等に加入していること。(令和2年度から東京都の条例で義務化されました。)

自転車点検項目(4月の安全点検項目)

- 1 TSマーク…取得年月日が本年度使用可能なものである。
- 2 ヘルメット…SG安全基準に適合しているものである。
- 3 その他…改造がない。